

平成12年度 最上川水系流域委員会村山地区小委員会 (第1回)の議事概要

1. 開催日時

平成12年7月19日(水) 15:00～16:30

2. 場 所

山形工事事務所 2F大会議室

3. 出席者(11名)

委 員:青木委員、小山委員、杉山委員、高橋委員、仲野委員、前川委員
村形委員、山崎委員、横山委員、吉野委員、渡辺委員

地 建:山形工事事務所長、最上川ダム統合管理事務所長
新庄工事事務所調査課長

山形県:山形建設事務所長

4. 議 題

- (1)座長選出に関する事項
- (2)小委員会の公開に関する事項
- (3)今後の進め方について
- (4)その他

5. 記者発表等

平成12年7月13日(木)山形県庁記者クラブ(16社)、専門紙(4社)に小委員会開催
投げ込み

平成12年7月19日(水)小委員会取材 なし

6. 審議結果

- (1)座長選出に関する事項
座長 前川 勝朗 山形大学農学部教授(委員の互選により選出)
- (2)小委員会の公開に関する事項
最上川水系流域委員会村山地区小委員会に関する傍聴規定(案)を承認する。
- (3)今後の進め方について
最上川水系河川整備計画策定(大臣管理区間)の進め方(案)について説明
- (4)その他
各委員から最上川に対する思い等を述べていただいた。

最上川水系流域委員会村山地区小委員会 設立趣意書

豊かで潤いのある質の高い生活や良好な環境を求める国民ニーズの増大等の最近の動きに的確に 대응するため、平成9年に河川法が改正され、その目的に「治水」「利水」のほか、新たに「河川環境の整備と保全」が加えられるとともに、従来の「工事实施基本計画」に代わり、河川整備の基本となるべき方針を定める「河川整備基本方針」と具体的な河川整備を定める「河川整備計画」を策定し、整備を進めることが示された。さらに、「河川整備計画」の案を作成する段階においては、河川の特性和地域の風土・文化等の実情に応じた河川整備を推進するため、河川に関し学識経験を有する者、関係住民、地方公共団体の長の意見を反映する手続きが導入された。

以上のことを踏まえ、最上川水系では、平成11年12月1日に、河川審議会の意見を聴き「最上川水系河川整備基本方針」を決定したところである。引き続き「最上川水系河川整備計画」の案を作成するために、東北地方建設局長と山形県知事は、河川に関し学識経験を有する意見を聴取するための「最上川水系流域委員会」を設立し、その中で地域の特性を十分に反映させるために、最上川流域を庄内、最上、村山、置賜の4地域に分割した小委員会を設置することが決定された。

この小委員会は、最上川の村山地区の学識経験者から構成され、この地区の大臣管理区間における河川整備計画を検討し、その検討結果を「流域委員会」に報告することを目的として「最上川水系流域委員会村山地区小委員会」を設立するものである。

最上川水系流域委員会 村山地区小委員会規約

第1条（趣 旨）

この規約は、「最上川水系流域委員会村山地区小委員会」（以下「小委員会」という。）の設置について必要な事項を定める。

第2条（目 的）

この小委員会は、河川整備計画の策定にあたり、地域の特性を十分に計画に反映させるため、最上川水系の河川整備計画原案について検討し、その検討結果を流域委員会に報告することを目的とする。

第3条（組織等）

小委員会の委員は、山形工事事務所長が委嘱する。

- 2 委嘱にあたっては、最上川水系流域委員会委員長の承認を得なければならない。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第4条（座長）

小委員会に座長をおくこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は小委員会の運営と進行を総括する。

第5条（運営等）

小委員会は、座長が召集する。

第6条（公 開）

小委員会の公開方法については小委員会で定める。

第7条（事務局）

小委員会の事務局は、建設省東北地方建設局山形工事事務所におく。

第8条（雑 則）

この規約に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、座長が小委員会に諮って定める。

附 則（施行期日）

この規約は、平成12年3月8日より施行する。

最上川水系流域委員会

村山地区小委員会 委員名簿

青木 久子	大石田町連合婦人会会長
奥山 武夫	山形県立博物館専門嘱託
小山 政明	NHK山形放送局放送部長
杉山 栄治	山形商工会議所青年部会長
高橋 省吾	最上川第二漁業協同組合監事
仲野 浩	東北芸術工科大学名誉教授
前川 勝朗	山形大学農学部教授
村形 喜男	県子供の体験活動推進委員
山崎 多代里	山形リサイクルボランティアセンター工房知音代表
横山 昭男	山形大学名誉教授
吉野 智雄	上山市立図書館長
渡辺 信弘	最上堰土地改良区理事長

※名簿は五十音順に作成しています。

最上川水系流域委員会 村山地区小委員会に関する傍聴規定（案）

- 1 最上川水系流域委員会 村山地区小委員会は公開とする。
- 2 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 3 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 傍聴人は、地域住民を対象とした一般傍聴人と報道関係者とする。
 - (2) 傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。
 - (3) 一般傍聴人の定員は、会場の状況により座長が判断するものとする。
 - (4) 傍聴しようとする者は、座長の許可を受けなければならない。
 - (5) 次の事項に該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - ア 危険な物を携帯している者
 - イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
 - ウ 酒気を帯びていると認められる者
 - エ その他委員会の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
 - (6) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - ア 委員会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
 - イ 騒ぎ立てる等、委員会の会議を妨害しないこと。
 - ウ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
 - エ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - オ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - カ その他委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないこと。
 - (7) 傍聴人は、委員会で秘密会とする議題があったときは、座長の指示により速やかに退場しなければならない。
 - (8) 傍聴人は、委員会の傍聴に当たっては、座長及び事務局の指示に従わなければならない。
 - (9) 座長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。